

## 消費生活センターなど公的機関をかたる電話にご注意ください

### 【事例1】

消費者センターの相談員を名乗る女性から「あなたの個人情報が出ている。3社中2社は削除できたが残りの1社は削除できなかった。削除するために代理人を立てる必要がある。NPO法人に連絡するように。」と電話がかかってきた。事実か確認したい。

### 【事例2】

国税局の職員を名乗る男性から年金受給者の調査だと言って電話がかかってきた。「何人暮らしですか。預金口座はいくつ持っていますか。どちらの銀行ですか。預金はいくらお持ちですか。」などを聞かれ、途中まで答えたが不審に思い電話を切った。数週間後、消費者センターの担当者と名乗る人から「あなたの個人情報が悪質な業者に登録されている。削除するので後で担当者から連絡する。」と電話がかかってきた。この2件の電話は何か関係あるのだろうか。どちらの電話も不審に思う。

### 【解説】

国民生活センターや消費生活センターなどの公的機関や公的機関と勘違いさせるような名称をかたり、「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」という話を持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る詐欺の手口とされます。

また、複数の公的機関や業者を登場させて消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」も多くみられます。

**消費生活センターが「個人情報を削除してあげる。」などと電話をすることは絶対にありません。**

このような電話がかかってきても相手にせず、すぐに電話を切ってください。

事例のほかにも、以前何らかの投資被害に遭われた方に対して、公的機関のような名称で信用させ「過去の被害金が戻ってくる」という話を持ちかけ、手数料などを請求する手口も見られます。消費生活センターが、過去の被害が回復されるとして電話を掛けたり書類を送ったりすることはありません。過去の被害を取り戻すことは非常に困難です。二次被害につながる可能性がありますので注意してください。

少しでも疑問や不安を感じた場合には、消費生活センターに相談しましょう。